

九州共立大学学則

昭和42年学園規則第1号

施行：昭和42年4月1日

最終改正：平成24年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神「自律処行」に基づいて、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開し、もって人格の完成をめざし健全な国民を育成することを目的とする。

(学是)

第1条の2 本学は、建学の精神「自律処行」、すなわち自らの良心に従い事に処し善を行うことを学是とし、この学是に則り、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる人材を育成する。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の設置目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価を行う項目及び体制については、別に定める。

(学部、学科)

第3条 本学に次の学部、学科を置く。

(1) 経済学部 経済・経営学科

(2) スポーツ学部 スポーツ学科

(経済学部の人材養成及び教育研究上の目的等)

第3条の2 経済学部及び経済・経営学科は、学是「自律処行」の精神に基づき、少人数制によるキャリア支援教育、総合教養教育、経済学・経営学の専門教育等を通じて、質の高い学士力を有し、多様化し複雑化する現代社会に適応できる、幅広い職業人を養成することを目的とする。

(スポーツ学部の人材養成及び教育研究上の目的等)

第3条の3 スポーツ学部及びスポーツ学科は、学是「自律処行」の精神に基づき、幅広い教養を身につけ、かつ専門性を併せ持ったスポーツ指導者・健康づくり指導者を養成することを目的とする。

併せて、自己理解の基に、他者との協調性、寛容性、社会性、コミュニケーション能力を育み、リーダーシップの取れる人材養成を目的とする。

(入学定員及び収容定員)

第4条 本学に設置する学部、学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員	収 容 定 員
経 済 学 部	経 済 ・ 経 営 学 科	400人	1,600人
ス ポ ー ツ 学 部	ス ポ ー ツ 学 科	250人	1,000人

(事務局、企画広報部、教務部、学生支援部、就職支援部、入試部及び附属施設)

第5条 本学に、事務局、企画広報部、教務部、学生支援部、就職支援部及び入試部を置く。

2 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 九州共立大学附属図書館
- (2) 九州共立大学総合研究所
- (3) 九州共立大学情報処理教育研究センター
- (4) 九州共立大学生涯学習研究センター
- (5) 九州共立大学学習支援センター
- (6) 九州共立大学共通教育センター

3 事務局、企画広報部、教務部、学生支援部、就職支援部、入試部及び附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 教職員組織

(教職員)

第6条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技能員及びその他の職員を置く。

(評議会)

第7条 本学に全学的な管理及び運営に関する重要事項を審議するため評議会を置く。

2 評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第8条 本学に学部の教育研究に関する重要事項を審議するため各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。